

特別栽培農産物認証制度説明会及び 有機農産物生産行程管理者等講習会 開催のお知らせ

鶴岡市で実施する JAS 有機農産物の認証事業および鶴岡 I 型・II 型特別栽培農産物認証制度の説明会を開催します。

令和 8 年
2月 26 日(木)
参加無料

【申込】2月 16 日(月)まで

特別栽培認証制度説明会
10:00～
有機農産物生産行程管理者等講習会
13:30～

**会場：オンライン (ZOOM)
又は鶴岡市役所藤島庁舎
202・203会議室**

申込先

・申込書を下記へ送付
〒999-7696 鶴岡市藤島字笹花 25
鶴岡市藤島庁舎産業建設課
エコタウン室（担当：眞田）
電話 0235-64-5803
FAX 0235-64-5847
ekotaun@city.tsuruoka.yamagata.jp

スマホでの申し込みは
申し込みフォームから



申込用 QR コード

特別栽培農産物認証制度説明会



2月 26 日(木) 10:00～

◆対象

- ・鶴岡市特別栽培農産物認証取組者
- ・鶴岡 I 型・鶴岡 II 型特別栽培農産物認証への申請を予定する生産者

鶴岡市では独自の認証基準に基づいた特別栽培農産物の認証を行っています。

- ・鶴岡 I 型：除草剤のみ 1 成分回数以下、化学肥料は使用しない
 - ・鶴岡 II 型：除草剤のみ 3 成分回数以下、化学肥料は使用しない
- ※農林水産省特別栽培ガイドラインにより栽培された農産物（農薬・化学肥料 5 割以下）は、本市が認証する有機又は鶴岡 I 型・鶴岡 II 型特別栽培と合わせて申請する場合に限り認証を行っています。
- ※鶴岡市内の生産者が対象です。

有機農産物生産行程管理者等講習会



2月 26 日(木) 13:30～

◆対象

- ・生産行程管理責任者
- ・格付担当者
- ・新規申請予定の生産者

鶴岡市は JAS 規格に基づいた登録認証機関として、有機農産物の「生産行程管理者」の認証業務を行っています。

有機農産物とは、化学合成された資材の使用を避け、環境への負荷を軽減した方法で栽培された農産物です。厳しい基準に沿って生産し、認証機関の審査を受けることで、有機農産物として表示して販売できるようになります。

※鶴岡市内の生産者でかつ市内のは場・施設のみ対象となります。